データセンターサービス契約約款

株式会社 エネコム

＜目次＞

第１章　　総　則 **5**

（約款の適用） 5
（約款の変更） 5
（協議） 5
（用語の定義） 5
（サービスの種類等） 6

第２章　ハウジングサービス契約 **7**

（ハウジングサービスの品目） 7
（サービス提供場所） 7
（利用の申込） 7
（契約の成立） 7
（契約の単位） 8
（契約の種別および契約期間） 8
（責任者の選出） 8
（契約内容の変更） 8
（契約者の名称等の変更） 8
（契約地位の譲渡禁止） 9
（地位の承継） 9
（契約者が行う利用契約の解約） 9
（当社が行う利用契約の解除） 9
（機器の設置） 10
（ラックの提供） 10
（機器設備の接続） 10
（契約者同士の接続） 10
（電源の提供） 10
（機器設備の搬入） 10
（機器設備の搬出） 11
（一次保守の実施） 11
（基本監視） 11
（機器設備の適正な利用） 11
（コンテンツの扱い） 11

第３章　ネットワークの接続 **13**

（リモート回線の利用） 13

第４章　契約者の義務 **14**

（適正な利用） 14
（技術要件の維持） 14
（利用案内の遵守） 14
第５章　提供中止および提供停止 15
（サービスの一時中止） 15
（サービスの停止） 15
第６章　料金等 16
（料金等の種類） 16
（料金等の支払義務） 16
（サービス停止時の料金の支払い） 16
（工事費の支払い） 16
（解除等があった場合の工事費等の支払い） 16
（サービス料金の計算方法） 17
（料金等の支払い方法） 17
（前受け金） 17
（消費税等） 17
（遅延損害金） 17
（端数処理） 17
第７章　保守・責任 18
（当社の維持責任） 18
（契約者の切分責任） 18
（修理または復旧の場合の暫定措置） 18
第８章　損害賠償 19
（責任の制限） 19
（免責） 19
第９章　雑　　則 20
（サービスの廃止） 20
（契約者情報の開示） 20
（機密保持） 20
（技術的事項） 20
（管轄裁判所） 20
（準拠法） 20
第10章　反社会的勢力の排除 21
（契約者が反社会的勢力に該当しないことの確約） 21
（確約に反する場合の契約の解除等） 21

＜付則＞ 22
＜別表＞ 24

第１章　　総　則

（約款の適用）

第１条　当社の提供するデータセンターサービス（以下「本サービス」とします。）は、この契約約款（以下「約款」とします。）に定めるところにより提供します。

２　この契約約款は、EneWings 広島南データセンターと EneWings 岡山データセンターに適用します。

（約款の変更）

第２条　当社は、都合により約款を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

２　当社は、約款を変更するときは、当社の定める方法により行われ、適切な方法により契約者に通知します。通知された日の翌日から７日間が経過した時、もしくは当社が別途定めた日にその効力が生じるものとします。

３　正当な理由なく当該変更内容の通知の到着を妨げたときは、その通知は通常到着すべきであった時に到着したものとします。

４　契約者が、約款の変更の効力が生じた後に、当該サービスを利用した場合には、変更後の約款のすべての記載事項について同意したものとします。

（協議）

第３条　この約款に定めのない事項については、契約者と当社との協議によって別途定めます。

（用語の定義）

第４条　この約款で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

用　　語	用　語　の　意　味
電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法第９条の登録を受けた者および同第１６条第１項の規定による届け出をした者
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線	契約者（電気通信事業者との間に電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している方をいいます。）が電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する回線
ネットワーク接続装置	ネットワークを相互接続するための電気通信設備
データセンター	サーバやネットワーク接続装置等が収容された収容架・空調・電源等を備えた場所であって、当社が保守・管理を行っている施設
ハウジングサービス	当社の定める契約の申込等により、契約者側で所有権を有する設備、その他の機器を配置する環境を当社施設内にて提供、あるいは当社が所有権を有する設備、その他の機器の一部もしくは全てを契約者に当社施設内にて貸与し、契約者の請求によって適切に管理・運用を行うサービス

用　　語	用　語　の　意　味
ドメイン名	ＮＩＣ（Network Information Center）にて管理される、インターネット上で唯一のネットワーク名称を示す文字列
ｇＴＬＤドメイン名	国や地域の概念のない、世界中を対象としたドメイン名
ＪＰドメイン名	国別ドメイン名で、日本を対象としたドメイン名
ＩＰアドレス	ＮＩＣ（Network Information Center）にて管理される、インターネットプロトコルに基づき定められたアドレス
ＤＮＳ	Domain Name System の略で、インターネット上で、ドメイン名とＩＰアドレスを対応させるシステム

（サービスの種類等）

第５条　当社が提供するサービスには次のサービス種別があります。

（１）ハウジングサービス

（２）その他サービス

第２章　ハウジングサービス契約

（ハウジングサービスの品目）

第６条　当社は、次のサービスをハウジングサービスの基本サービスとして提供します。

（１）ラックサービス

契約者のルータ、サーバ等機器設置のため、必要なラックを電力、空調などのサービスとともに提供するサービスをいい、次の品目があります。

品　　目	内　　容
１ラック(制震構造)	１９インチラック　　１架
１ラック(400kg 搭載)	１９インチラック　　１架
１ラック(250kg 搭載)	１９インチラック　　１架
１／２ラック	１９インチラック　１／２架
１／４ラック	１９インチラック　１／４架
１ユニット	１９インチラック　１ユニット（高さ　４．４５ ㎝）

（サービス提供場所）

第７条　提供場所は、当社のデータセンター内とします。

（利用の申込）

第８条　ハウジングサービスの利用契約の申し込みは、必要事項を記入した当社所定の契約申込書を当社に提出していただくことにより行います。

（契約の成立）

第９条　当社は、ハウジングサービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社設備状況等によりその順序を変更することがあります。

２　ハウジングサービスの提供は、原則として契約申し込みを受け付けた順に行います。ただし、当社設備状況等によりその順序を変更することがあります。

３　当社は、次の場合にはサービス利用の申し込みを承諾しないか、あるいは承諾後であっても承諾の取消を行うことがあります。

（１）サービスの申込をした者が過去において第 35 条（サービスの停止）第１項のいずれかに該当したとき

（２）申込者がサービス料金等の支払いを怠るおそれがあることが明らかなとき

（３）契約申込書に虚偽の事実を記載したとき

（４）前各号のほか、当社の業務遂行上または技術上著しく支障があるとき

４　当社が申し込みを承諾しない場合には、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

５　ハウジングサービスの申込に対する承認の通知を発信した時点をもって、ハウジングサービスの契約が成立したものとします。

（契約の単位）
第 10 条　契約者が基本サービスの複数の種類、品目を利用する場合には、個々にサービス利用契約を締結するものとします。
２　基本サービスに付随して、別に定めるその他サービスを利用することができます。

（契約の種別および契約期間）
第 11 条　サービス利用契約には、サービス品目ごとに次の種別があります。
（１）通常契約
　　契約期間が１年以上のもの
（２）短期契約
　　契約期間が１週間以上、１年未満のもの
（３）長期契約
　　契約期間が２年間以上のもの
２　契約期間は、第 9 条（契約の成立）第 1 項に定める利用開始日から起算します。

（責任者の選出）
第 12 条　ハウジングサービスの利用にあたり、契約者は、予め次に定める責任者を選出し、当社の定める方式によりこれを届け出るものとします。また、これら責任者が何らかの事由により交代した場合は、同じく当社の定める方式によって、ただちにその旨を連絡するものとします。

契 約 者（契約責任者）	ハウジングサービスを受ける法人、または個人の代表責任者
事務担当（利用責任者）	ハウジングサービスの利用についての連絡、協議の任にあたる方
技術担当（技術責任者）	ハウジングサービスの利用について熟知し、また障害時等の連絡窓口となる方

（契約内容の変更）
第 13 条　契約者は、以下の各号の変更を行う場合は、所定の書面により当社に申し込むものとします。
（１）サービス品目の変更
（２）料金請求先の変更
２　前項の申込を承諾した場合は、当社は、契約者に対しその旨を通知します。
３　第１項の申込があった場合に、技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障があるときは、当社は、申込を承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨を通知します。

（契約者の名称等の変更）
第 14 条　契約者は、その氏名もしくは商号、住所もしくは居所、または代表者について変更があったときは、３０日以内に当社所定の書面で当社へ提出するものとします。
２　前項の届け出があったときは、当社は、契約者にその届け出のあった事実を証明する書面を要請することがあります。

（契約地位の譲渡禁止）
第 15 条　契約者は、第 16 条（地位の承継）を除き、本契約にかかる権利・義務または地位を第三者に譲渡することはできません。

（地位の承継）
第 16 条　契約者に相続または法人の合併があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された契約者に地位を承継します。
２　前項の規定により契約者の地位を継承した方は、承継した日から３０日以内に当社所定の書面で当社へ提出するものとします。
３　第１項の場合において、相続により契約者の地位を承継した方が２人以上あるときは、そのうち１人を代表者と定め、前項の手続きをとっていただきます。代表者の変更をするときも同様とします。
４　前項の規定による代表者の届け出がないときは、当社が代表者を指定することができるものとします。
５　当社は、契約者に次の変更があったときは、その契約者またはその契約者の業務の同一性および継続性が認められる場合に限り、第１項の契約者の地位の承継があったものとみなして第１項の規定を適用します。
（１）個人から法人への変更
（２）契約者である法人の業務の分割による新たな法人への変更
（３）契約者である法人の業務の譲渡による別法人への変更
（４）契約者である法人格を有しない社団または財団の代表者の変更
（５）その他（１）から（４）までに類する変更

（契約者が行う利用契約の解約）
第 17 条　契約者は、利用契約を解約するときは、当社に対し解約の日の１カ月前までに当社所定の書面で指定する解約日等の事項を記入のうえ通知するものとします。この場合、通知があった日から解約日までの期間が１カ月未満であるとき、解約の効力は当該通知があった日から１カ月を経過する日に生じるものとします。

（当社が行う利用契約の解除）
第 18 条　当社は、第 35 条（サービスの停止）第１項の規定によりサービス停止された本契約について、契約者がなお同条第１項各号のいずれかに該当する場合は本契約を解除することがあります。
２　当社は、契約者が第 35 条（サービスの停止）第１項各号のいずれかに該当する場合にその行為が当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、サービスを停止しないで直ちに本契約を解除することがあります。
３　当社は、契約者において手形の不渡り、または破産申し立て等の理由により、債務の履行が困難になったときは第 35 条（サービスの停止）および前項の規定にかかわらず利用の停止をしないで、本契約を解除することがあります。
４　当社は、前３項の規定により契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。

（機器の設置）
第 19 条　ハウジングサービスを利用するにあたり、当社施設内に設置する機器設備等は、契約者がその費用を負担し、契約者の責任において用意するものとします。
２　契約者は、ラックに設置するすべての機器、設備、および備品の一覧を記した書面（以下、「機器一覧」という。）をその設置の１０日前までに当社へ提出するものとします。
３　当社施設内に契約者が機器設備等を設置した後、その構成に変更が生ずる場合は、その変更の１０日前までに当社まで所定の方法で連絡を行うものとします。
４　当社は、機器一覧に記載のある機器の設置の確認を行う権利を有します。
５　当社は、ＵＰＳ等の可燃物のデータセンターへの持ち込みおよび設置を禁止します。

（ラックの提供）
第 20 条　ハウジングサービスを利用するにあたり、当社が提供するラック、その他付帯設備については、契約開始日の前日までに提供するものとします。
２　当社は、契約者の利用するラックの配置を変更することがあります。その場合当社は、契約者に対し、配置変更の理由等を含め、変更の１４日前までに契約者にその旨を通知するものとします。

（機器設備の接続）
第 21 条　ハウジングサービスを利用する場合、機器設備の配置時作業は、当社社員立ち会いのもと、契約者が機器間の接続作業を行うものとします。
２　何らかの理由により、契約者が前項機器設備の接続作業を行えない場合は、契約者の了解のもと、当社社員がその作業を代行するものとします。この場合、本作業によって発生したいかなる障害についても当社は、一切責任を負わないものとします。
３　契約者は、機器の設置および接続作業をその機器を提供する各々のメーカーの仕様書どおりに行うものとします。
４　当社は、契約者の機器設備について、それぞれに当社の定める個々のＩＤを割振り、機器設備に貼り付けるなどの方法で明確に表示することとします。

（契約者同士の接続）
第 22 条　契約者は、当社が認めた場合を除き、当社施設内において他の契約者との間で物理的にその環境を接続することはできません。

（電源の提供）
第 23 条　当社は、契約者の機器設備に供給する電力を別表に定めるとおり提供いたします。
２　当社で供給した電源を他のラックに移動することや他のラック内機器と共有することは出来ません。

（機器設備の搬入）
第 24 条　契約者は、当社施設に設置する機器設備を当社の指定する場所へ搬入するものとします。

ただし、当社の施設内では最小限の作業で利用可能となるよう、機器設備を準備しておくものとします。
２　前項に記載のある機器設備について、当社にて不備が発見された場合は、これら機器設備を当社の定める方法で返送することがあり、この作業に関わるすべての費用は契約者が負担することとします。

（機器設備の搬出）
第 25 条　契約者は、契約期間中に必要のあるとき、または利用契約が終了したとき、契約者の機器設備等を搬出することとします。
２　前項に定める事由によって機器設備を搬出する場合、契約者の費用負担を前提に当社が返送することができます。この場合、本作業によって発生したいかなる障害についても当社は、一切責任を負わないものとします。
３　事由の如何を問わず、契約が終了したにも関わらず、契約者が機器設備を引き取らない場合、当社は、当該設備を廃棄、あるいは換価処分することができるものとします。

（一次保守の実施）
第 26 条　当社は、契約者からの要請に基づき、その契約者の設備の一次保守を行います。一次保守とは、電源のリセットと機器のランプ表示状態の目視による異常有無の確認の作業とします。
２　契約者は、一次保守の実施によって起こりうる危険性を十分理解した上で、当社が別途定める手順および形式に従い当社に対して一次保守の実施を要請するものとします。当社は、一次保守の実施により発生した結果について、いかなる責任も負いません。

（基本監視）
第 27 条　当社は、契約者からの要請に基づき、契約者の設置した機器設備に対して、当社の定める範囲で各々の機器設備について監視を行います。

（機器設備の適正な利用）
第 28 条　契約者は、機器設備の維持、運用の目的にのみ当社の提供するラックを利用することとします。
２　契約者は、当社の承諾なく当社設備を第三者に利用させないものとします。
３　当社施設内に入場する場合、契約者は、当社が別に定める入場規定に従うものとします。
４　契約者がデータセンター内に設置した機器設備等から発生した損害については、契約者が損害賠償の責任を負うものとします。

（コンテンツの扱い）
第 29 条　ハウジングサービスを利用するにあたり、契約者の設置する機器設備に収容されているコンテンツについては、契約者が唯一そのコントロールを有するものとし、当社は、これに対し何ら干渉することができないものとします。ただし、契約者によって本利用規約に反する利用が認められた場合、当社は、提供する全てのサービスについて、当社が必要と判断するあらゆる措置をとることが

できるものとします。

第３章　ネットワークの接続

（リモート回線の利用）

第 30 条　契約者が当社施設内の機器設備と接続を行うため、他の電気通信事業者の提供する回線（以下、「専用回線」とします）を申し込む場合、当該回線に関わる料金、および手続きは契約者が負うものとします。

２　契約者は、前項の申し込みを行う１０日前までに当社に対しその旨を連絡するものとします。

３　専用回線を契約することにより発生する両端の機器設備、工事費等は契約者の負担とします。

４　専用回線を利用するため、回線終端装置が必要となる場合、その設置場所は契約者の契約する場所に限ります。

５　契約者は、専用回線の申込後、その工事日程、回線種別等必要な事項を速やかに当社まで届け出るものとします。

６　リモート回線を接続することにより、当社の所有する機器設備等が何らかの形で危険な状態になると判断した場合、当社は、この回線の引込みを拒否、または適切な機器設備を設置することを契約者に求めることができ、契約者は、これに従うものとします。

７　リモート回線はハウジングサービス契約者のみ利用可能とします。

第４章　契約者の義務

（適正な利用）

第 31 条　契約者は、データセンター内において当社および他契約者のあらゆる安全を脅かすこと、またインターネットを含め当社施設を経由した第三者へのアクセスにおいて、システムおよびネットワークに危害を与える行為、またはそれを試みることを行ってはなりません。

２　当社の提供する機器設備のうちこれを共用と定めているものについては、契約者が当社に報告を行った本来の目的に則り、規約に従った利用を行うものとします。

３　本条に述べる事項に対する違反があった場合、当社は、契約の解除を含め、法律上その他の救済措置を求める権利を有します。

（技術要件の維持）

第 32 条　契約者は、データセンターに設置する契約者の端末設備を当社が別に定める技術要件に適合するよう維持するものとします。

（利用案内の遵守）

第 33 条　契約者は、サービスを利用して行う行為について、当社が別途定める利用案内を遵守しなければなりません。

２　当社は、前項に掲げる利用案内を適宜変更し、当社が別に定める方法によりその内容を掲示します。

３　ハウジングサービスの利用における注意事項は次のとおりです。

（１）データセンター内の作業は、契約者の責任で事故防止には万全を期して実施してください。

（２）ハウジングサービスの利用に伴う人身事故および物品の盗難・破損については、当社は、一切の責任を負いません。

（３）データセンター施設・設備・備品を破損または紛失した場合は、すみやかにデータセンター担当者まで連絡してください。

（４）前項の修理復旧等については、契約者の責任において原状回復するか、その損害を賠償していただきます。

第５章　提供中止および提供停止

（サービスの一時中止）

第 34 条　当社は、当社の機器設備の保守・工事、または障害等やむを得ない場合、本サービスの提供を一時的に中止できるものとします。

２　本サービスの提供を一時的に中止する場合、当社は、契約者に対しその旨とサービス中止の期間を当社の定める方法にて通知、または告知するものとします。

３　前項に関わらず、機器設備の保守作業を含め緊急の場合、当社は、契約者に通知することなくサービスを一時的に中止することがあります。

４　前３項の中止により、サービスの遅延および中断が発生した場合でも、当社は、一切の責任を負わないものとします。

（サービスの停止）

第 35 条　当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、一定期間（第１号の場合にあっては、その料金が支払われるまでの間）を定めて、本サービスの提供を停止できるものとします。

（１）請求書に指定する期日を経過してもサービス料金の支払いがない場合

（２）本約款に定める項目に違反した場合

（３）違法もしくは違法のおそれのある態様、または公序良俗に反するもしくは反するおそれのある態様が認められた場合

（４）風俗営業等の規制および適正化に関する法律が規定する映像型性風俗特殊営業、あるいはそれに類する行為が認められた場合

（５）本サービスを直接および間接に利用する方の当該利用に対し重大な支障をあたえる態様が認められた場合

（６）警察、裁判所およびその他の政府関係機関による正当な手続きを経た通信の停止命令が出されたとき

（７）コンピュータウイルス等に侵害され、当社および他の契約者、または第三者の環境を脅かすおそれのある場合

（８）前各号の他に当社の業務の遂行または電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為が認められた場合

２　当社は、前項の規定により、サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめ理由、実施期日および期間を契約者に通知します。ただし、当社が緊急やむを得ないと判断した場合はこの限りではなく、契約者への通知は事後に行うことがあります。

第６章　料金等

（料金等の種類）
第 36 条　当社は提供するサービスの種類ごとに料金を定めます。

（料金等の支払義務）
第 37 条　契約者は、前条（料金等の種類）の料金を支払う義務を負います。
２　契約者は、その契約に基づいて当社がサービス提供を開始した日から起算してその契約の解除または本サービスの廃止等（以下この条において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間について、サービス料金を支払うものとします。ただし、サービスの提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、その１日間について、料金を支払うものとします。
３　契約者は、個々の利用契約に定めた契約期間が経過する前に利用契約の解約をした場合、残余の期間に対応する料金に相当する全額を第 41 条（サービス料金の計算方法）の規定により算出し、解約の日から２週間以内に一括して支払うものとします。
４　契約者は、利用契約のサービス品目の変更を行った場合、変更後のサービス品目に関わる初期費用から変更前の品目の初期費用を控除した額（残額があるときに限る）を支払うものとします。また契約者は、契約期間が経過する前に利用契約のサービス品目の変更を行い料金の減額が生じた場合、減少額に変更前の契約の残余期間を乗じて得た額を第 41 条（サービス料金の計算方法）の規定により算出し、一括して支払うものとします。

（サービス停止時の料金の支払い）
第 38 条　第 35 条（サービスの停止）第１項の規定により、本サービスの提供が停止された期間の料金および費用は、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

（工事費の支払い）
第 39 条　契約者は、その申し込みにより当社が本サービス等に関連する工事を行う場合には、工事費を支払うものとします。

（解除等があった場合の工事費等の支払い）
第 40 条　当社が行う工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取り消しがあった場合は、前条による工事費の支払いは要しないものとします。ただし、既にその工事の着手がある場合には、その工事に関して解約等があったときまでの工事等について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税等相当額を加算した額とします。
２　前項本文による支払いを要しない場合に、すでに支払いを受けた工事費があるときは、その費用をお返しします。

（サービス料金の計算方法）
第 41 条　当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。ただし、次の場合にはその利用日数に応じて日割りします。
（１）暦月の初日以外の日にサービス等の提供の開始等があったとき。
（２）暦月の初日以外の日に契約の解約等があったとき。
（３）暦月の初日にサービス等の提供の開始等を行い、その日にその契約の解除等があったとき。
（４）暦月の初日以外の日に、サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加または減少したとき。この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。
２　前項の規定による月額料金の日割りは、暦日数により行います。

（料金等の支払い方法）
第 42 条　契約者は、本サービスの料金および工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法、金融機関等において支払うものとします。

（前受け金）
第 43 条　当社は、本サービスの料金または工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受け金をお預かりすることがあります。

（消費税等）
第 44 条　契約者は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定により本サービスの料金に消費額等を加算した税込み価格を当社に支払うものとします。

（遅延損害金）
第 45 条　契約者は、本サービスの料金その他の債務（遅延損害金を除く。）について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5％の割合による遅延損害金を当社が別に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して１０日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

（端数処理）
第 46 条　当社は、本サービス料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第７章　保守・責任

（当社の維持責任）
第 47 条　当社は、当社が保有し、かつ管理する本サービスに用いる設備を当社が定める技術要件に適合するよう維持します。

（契約者の切分責任）
第 48 条　契約者は、本サービスにおいて当社が提供する電気通信設備等を利用することができなくなったときは、契約者の電気通信設備等に障害のないことを確認のうえ、当社に障害有無の調査を依頼することができます。
２　前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社の管理する電気通信設備等の確認試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
３　当社は、前項の試験により本サービスにおける設備等に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、障害の原因が契約者の電気通信設備等にあったときは、契約者に、その派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税等相当額を加算した額とします。

（修理または復旧の場合の暫定措置）
第 49 条　当社は、当社の設置した電気通信設備を修理または復旧するときは、故障または滅失した本サービス等について、暫定的にその経路を変更することがあります。

第８章　損害賠償

（責任の制限）

第 50 条　当社は、当社の責めに帰すべき事由により、本サービスを契約者に提供できなかった場合において、当該契約者からの書面による請求があれば、当該契約者が本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が通知した時刻から起算して、２４時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。この場合、本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が通知した時刻以降その状態が連続した時間について、２４時間ごとに日数を計算し（端数は切り捨て）、その日数に対応する本サービスの料金額を発生した前記損害とみなし、その額に限って賠償します。当社の義務負担は、該当するサービス１カ月分の料金相当額を上限とします。ただし契約者が当該請求をし得ることとなった日から３カ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

（免責）

第 51 条　当社は、ネットワークの保守、契約者のアプリケーション、設備、装置、契約者の故意または過失、もしくは契約者が許可した者による本サービスの使用等、当社の責めに帰さない事由で、サービスを契約者に提供できなかった場合、当社は、契約者がサービスを利用できないことにより生じた直接損害およびそれに関わる逸失利益を含む間接損害について一切賠償責任を負わないものとします。

２　当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じたトラブル等に関して、一切責任を負わないものとします。

３　契約者は、本サービスの利用により、またはその利用に関連して引き起こされたいかなる第三者からの請求または申し立てによる損失から、当社を保護しかつ当社に害を及ぼさないようにすることに合意していただきます。

４　当社から具体的に明示のないサービスについて、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第９章　雑　　則

（サービスの廃止）

第 52 条　当社は、都合により本サービスの品目等を廃止することがあります。

２　当社は、前項の規定により本サービスの品目等を廃止するときは、当該サービス品目等の契約者に対し、事前に書面によりその旨を通知します。

３　第１項の規定により廃止される本サービスの品目に関わる契約者は、当社に請求することにより、廃止に関わる品目に代えて他の品目の本サービスの提供を受けることができます。当社は、この請求を受けたときは、第 13 条（契約内容の変更）の規定に準じて取り扱います。

４　当社は、関係官庁または関連法令の定めに従い、本サービスの料金その他の提供条件について変更を行うことがあります。この場合、当該サービスの変更に関わる契約者は、その変更について申し立てまたは救済措置の請求を行うことはできません。

（契約者情報の開示）

第 53 条　当社は、サービスの提供に関連して知り得た契約者情報を第三者（親会社、関連会社を除く）に漏洩しないものとします。ただし法令に基づき開示を求められたときは、この限りではありません。

２　当社は、警察、裁判所またはその他の政府関係機関からの要請により、契約者の機密情報、契約者の顧客に関する情報または契約者に関する何らかの情報の提供を求められた場合には、当社は、契約者への通告なしに提供を求められている情報を当社独自の判断により提供することができるものとします。契約者は、当社による情報提供に対して、一切異議を申し立てないものとします。

（機密保持）

第 54 条　契約者は、サービスに関して知り得た当社の機密情報（当社が提供したデータ、サービスに関する情報等）を当社の事前の承諾なく第三者に開示しないものとします。

（技術的事項）

第 55 条　本サービスを利用する場合において、契約者の電気通信設備等を接続するための主な技術的事項は、別表のとおりとします。

（管轄裁判所）

第 56 条　当社の提供する本サービスに関する訴訟については、当社本店所在地を管轄する地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第 57 条　契約の解釈については、日本国法に基づくものとします。

第 10 章　反社会的勢力の排除

（契約者が反社会的勢力に該当しないことの確約）

第 58 条　契約者は、当社に対し、次の各号に定める事項を確約するものとします。

（１）契約者は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」とします。）に該当しないこと。

（２）契約者の役員（実質的に経営権を有する者、取締役、執行役またはこれらに準じる者）または株主（出資者または経営に影響を与えるその他の者）は、反社会的勢力に属さないこと。

（３）契約者は、反社会的勢力に自己の名義を利用させて、当社と契約を締結するものではないこと。

（４）契約者は、当社が前項の該当性について調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要とする資料を提出するものとする。

（５）契約者は、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。

・当社に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。

・風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の業務を妨害する行為、または信用を毀損する行為。

・法的な責任を超えた不当な要求行為。

（確約に反する場合の契約の解除等）

第 59 条　当社は、契約者が第 58 条の確約に反することが判明した場合、なんら催告をすることなく、契約を解除することができるものとします。

２　当社が前項の規定により契約を解除した場合、当社は、これによる契約者の損害を賠償する責を負わないこととします。

＜付則＞
この契約約款は、平成１２年１１月３０日から実施します。

＜付則＞
（実施期日）
１　この改正規定は２０２３年４月３日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施日以降ホスティングサービス申込を新たに受付しません。

＜付則＞
（実施期日）
１　この改正規定は２０２３年７月１日から実施します。

（サービスの終了）
２　当社はこの改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているホスティングサービスを終了することとします。

＜付則＞
（実施期日）
１　この改正規定は２０２３年１２月２８日から実施します。

＜付則＞
（実施期日）
１　この改正規定は２０２４年１０月１日から実施します。

（サービスの新規受付停止）
２　当社はこの改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているハウジングサービスのうち、基本監視の新規受付を停止します。

（サービスの終了）
３　当社はこの改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているインターネットコネクティビティサービスを終了することとします。

＜付則＞
（実施期日）
１　この改正規定は２０２５年２月１日から実施します。

（改定履歴）

２００１年１０月　１日　改定
２００３年　７月　１日　改定
２００３年１１月　１日　改定
２００４年　４月　１日　改定
２００５年　６月２９日　修正
２０１４年　４月　１日　改定
２０１５年　１月３０日　改定
２０１５年１１月１１日　改定
２０２０年　４月　１日　改定
２０２３年　４月　３日　改定
２０２３年１０月　１日　改定
２０２３年１２月２８日　改定
２０２４年１０月　１日　改定
２０２５年　２月　１日　改定

＜別表＞

１．提供ラック等

（１）提供ラック

品　目	最大格納ユニット数	供給電源	コンセント数	最大積載重量	棚板
１ラック(制震構造)　※1	４２ユニット	2.0KVA	１４	400kg	２枚
１ラック(400kg 搭載) ※2	４２ユニット	2.0KVA	１４	400kg	２枚
１ラック(250kg 搭載) ※3	４１ユニット	2.0KVA	１４	250kg	２枚
１／２ラック	１８ユニット	1.0KVA	８	125kg	－
１／４ラック	８ユニット	0.5KVA	４	62kg	－
１ユニット	１ユニット	0.1KVA	１	－	－

※1　ラックの外形寸法　幅（800mm）×高さ（2、000mm）×奥行（1、117mm）

※2　ラックの外形寸法　幅（700mm）×高さ（2、000mm）×奥行（1、200mm）

※3　ラックの外形寸法　幅（600mm）×高さ（2、000mm）×奥行（1、000mm）

（２）データセンター所在地

広島南データセンター：広島市南区

岡山データセンター　：岡山市北区

（３）電力

区　分	数　　量
標準電力	単相 AC100V、2KVA を1ラックに提供

単相 200V、三相 200V および冗長回線引き込み他の依頼に対しても個別対応します。

２．技術的条件

（１）責任分界点

本サービスの提供を受ける場合、その責任分界点は以下のように定めます。

ａ．当社の管理する機器設備と契約者の準備する機器設備は通信ケーブルにより接続されるものとし、その責任分界点は契約したラックまで配線された接続点（コネクタ）までとします。

（２）基本監視

当社は、契約者のサーバ等機器がネットワークにおいて正常に動作していることを確認するため、契約者の要請によりネットワークを経由した基本監視を実施します。基本監視としてＩＣＭＰ（Internet Control Message Protocol）のエコーリプライを受け取ることができない場合に当該機器が異常事態となっていると判断するものとします。

（３）ネームサーバ

ドメインネームシステムサーバ（以下、「ＤＮＳサーバ」とします）は通常、契約者が用意するものとします。契約者の都合により、ＤＮＳサーバを用意できない場合は、当社の所有するＤＮＳサーバ（プライマリ・セカンダリ共に）を有償で提供するものとします。

このＤＮＳサーバの利用は本サービスで利用するドメイン名およびＩＰアドレスに限ります。